

広島市文化交流会館

2026こどもまつり キッチンカー募集要項

【2025こどもまつり】に出店するキッチンカー募集を募集します。

出店を希望される方は、募集要項をよくお読みいただき、内容をご確認の上ご応募ください。

◆キッチンカー出店概要

- ① 出店日 2026年8月16日(日)
- ② 出店時間 10時00分～15時00分
- ③ 場所 広島市文化交流会館
- ④ 台数 5台程度
- ⑤ 荒天中止

◆出店の申込みについて

<申込〆切> 令和8年5月31日(日)

- 〆切日を待たずに〆切とさせていただきます場合がございます。

1. 申込みの資格

- ① 本事項に定める事項に同意し、出店決定後必要書類を期限内に提出できる団体
- ② 広島県暴力団排除条例および広島市暴力団排除条例(以下「暴力団排除条例」という)の趣旨に賛同し、取り組みに協力できる団体
- ③ 出店内容、提出物において、広島市文化交流会館指定管理者の指示に従う事が出来る団体
- ④ 取り扱う商品は広島市文化交流会館管理者が認めたもの
 - ※取り扱いが認められない品目の例
 - ・生もの(刺身・生卵・生肉など)
 - ・その他、広島市文化交流会館管理者が好ましくないと判断した品目

2. 申込み方法

★応募フォームからの申込みとなります

★応募多数の場合は抽選とさせていただきます。但し出店決定は書類提出後となります。

★抽選後、当選団体へは通知をおこないますので下記書類を提出していただきます。

- ① 出店申込書
 - ※お申込みによる個人情報にはキッチンカーの運営に必要な情報やお知らせなどの送付に使用することとし、個人情報の適切な利用と保護を行います。
- ② 暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書
 - 団体代表者の方が署名捺印し、ご提出ください。
- ③ 営業許可証、車検証の写し

3. 出店の承認について

- ① 出店申込書および必要書類を審査の上、広島市文化交流会館管理者が出店の可否について、メールまたは電話で連絡します。出店承認後は、出店内容を変更することはできません。
- ② 出店の位置は広島市文化交流会館指定管理者が決定します。出店位置の指定、変更はできませんのでご了承ください。

4. 出店 承認の取消

- ① 出店取り消しとなる場合
 - ・この要項に定める事項に違反した場合。
 - ・理由なく期日までに必要書類を提出しなかった場合。
 - ・広島市文化交流会館管理者・保健所・消防署等からの指示に従わない場合。
- ② 承認取消後について
 - ・出店当日に出店承認を取消された団体はただちに出店を中止し、退場して下さい。
 - ・出店承認を取消された団体は次回以降の出店は認めません。違反が後日発覚した場合も同様とします。
 - ・出店承認を取消された団体の出店料金は返還いたしません。また、いかなる補償も行いません。

◆出店規模と出店料金について

- ① 出店規模
3m×5mの範囲内とする。(のぼり旗や看板その他備品も範囲内で設置することとする。)
- ② 出店料金
3,000円(税込)/日
- ③ 出店料金の支払い
当日開店前までに集金にお伺いします。※現金支払いのみ
- ④ 出店中止の取り扱い
広島市文化交流会館管理者が、天候・天災・その他不測の事態の発生等の理由により、出店中止した場合、中止に伴う準備等の損失については、広島市文化交流会館管理者は補償をいたしかねますので予めご了承ください。

◆搬入・搬出について

- ① 搬入時間： 8時30分～9時30分
- ② 搬出時間： 15時以降
※15時までに商品が完売して営業が出来ない場合は担当者にご連絡ください。
- ③ 駐車場： 有料駐車場あり(20分100円)

◆ゴミ処理について

- ① 終了後は、使用区画内の清掃を行い、各団体のゴミは全て持ち帰ってください。
- ② 使い捨て容器などのゴミが出る場合、各自でゴミ箱を設置してください。

◆電気・水道の利用

館内の電気・水道は利用できません。持参の火器、発電機を使用してください。火器、発電機を使用する際には、必ず消火器を準備してください。

※消防署への出店(開設)届けは、当館が行います。但し消防署による抜き打ち検査が行われる場合があります。

◆宣伝・PR活動

区画内での宣伝・PR活動は、出店団体での責任で行うことができます。チラシを配布する場合は、割当て区画内であれば可能です。ただし、以下の項目を守ってください。

- ① 事前にチラシの見本を広島市文化交流会館管理者に提出してください。
- ② 他の団体の迷惑にならないように配布してください。
- ③ 宗教(布教)活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公序良俗に反する活動およびそれらの活動に付随する組織への勧誘活動、入金促進活動、その他広島市文化交流会館管理者が好ましくないと判断する行為は禁止します。
- ④ 募金活動は禁止です。

◆荒天時の対応について

主催者判断により中止の場合は、前日17時までに判断の上、出店者に連絡いたします。

合わせて当館HPに掲載しますのでご確認ください。

この場合、天候等に伴う損害・損失について、広島市文化交流会館管理者は一切責任は負いません。

◆その他の遵守事項

1. 申込み全般について

- ① 申込書における虚偽記載等を行わないでください。
- ② 広島県暴力団排除条例および広島市暴力団排除条例の趣旨に基づく、誓約書記載事項に違反しないでください。
- ③ 出店当日の運営を出店団体以外の者が行う「名義貸し」は禁止です。
- ④ 出店区画に、犬・猫・小鳥などのあらゆる動物を持ち込むことは禁止です。
- ⑤ 偶発性に頼る遊戯(くじ引き等)の結果により、異なるサービス提供・品物が発生する営業形態は禁止です。

◆出店について

- ① 指定された出店区画外での販売・呼び込み・チラシ等の配布は禁止します。
- ② 広島市文化交流会館管理者への申込みと異なる商品・サービスを扱った場合、出店の中止をさせていただきます。
- ③ 販売品には税込価格を表示し、適正な価格で販売してください。
- ④ 出店団体が会場で販売・提供したサービス、商品等に関する、苦情・トラブル等は出店団体の責任解決してください。また、食中毒や調理過程・サービス提供中問わず来館者にケガを負わせる等の事故が発生した場合、広島市文化交流会館管理者では一切の責任を負いかねます。

- ⑤ 館内の施設等を破損した場合は原状復帰していただきます。
- ⑥ 他の出店団体および来館者へ迷惑(音、煙等)がかからないよう、十分注意してください。
- ⑦ 熱源や食品取扱いについては、必要な届出(営業許可等)を行うと共に、必要な安全・衛生対策を必ず行ってください。
- ⑧ 喫煙は喫煙所にて行ってください。
- ⑨ 販売スタッフの飲酒は禁止です。
- ⑩ そのた、記載事項のないものに関しては、広島市文化交流会館管理者の指示に従ってください。

◆出店終了後

- ① 出店終了後に、出店団体が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等があった場合 申込書に記載された範囲で、商品・サービス等に関する責任者として当該団体の代表者の連絡先を相手方に提供することがあります。
- ② 広島市文化交流会館管理者が出店団体の了解をいただいたうえで、広報・記録を目的として出店風景の写真や動画の撮影をする場合があります。

◆お申込み/お問い合わせ先

広島市文化交流会館

〒730 - 8787 広島市中区加古町3 - 3

TEL:082-243-8488

FAX:082-243-8498

Mail:hallall@h-bkk.jp 件名に【キッチンカー】をいれてください。

HP: <https://h-bkk.jp>

担当 天野・阿川